

平成 20 年度実施

平成 19 年度事務事業 外部評価結果

報 告 書

《教育委員会関係抜粋》

平成 20 年 10 月

野洲市行政評価外部評価委員会

I 外部評価の実施方法

1 外部評価の実施体制等――効率的な評価の実施のために

平成 19 年度に執行された単位事務事業の総数は、約 900 件（一般会計で約 760 件程度）になります。これらの事務事業については、各担当課が自己評価として「事務事業評価表」の作成を行った後、行政評価主管課が全評価の一次検証を行っています。

本委員会では、その後から次年度の予算編成作業に入るまでの極めて限られた期間で評価・検証を行わなくてはならないため、昨年度同様、要綱を基準に下記の方法によって効率的に評価を実施しました。

(1) 班別の分業による実施

野洲市行政評価外部評価委員会要綱（平成 19 年野洲市告示第 94 号）の規定に基づき、評価・検証については班別による分業で実施しました。なお、各班における評価・検証の結果は、最終の全体会議で確認し、委員長が総括しました。

(2) 班体制の具体と各班の評価担当事項の設定

班別の分業については、9 人の委員が 4 班に分かれることとし、そのうち学識者で構成する班については「特定課題評価」を担当しました。他の 3 つの班は「分野別評価」を担当しました。

① 「特定課題評価」

複数の施策に共通する特定の課題又は各事務事業に横断する特定のテーマ（視点）を取り上げ、それに応じた評価項目等を定めて実施するもので、昨年度の「事業補助金」に続いて、今年度については「広域協議会等負担金補助金」についての評価・検証を実施しました。

② 「分野別評価」

全事務事業を対象にそれぞれ担当の政策・施策分野に持ち分かれ、事務事業評価表を基準にした評価を実施しました。昨年度の評価体制に引き続き「分野別評価」については、次の 3 つの政策分野で区分し、それぞれ持ち分かれて評価・検証を実施しました。

○ 「特定課題評価」及び「分野別評価」の班別分業（平成 19・20 年度）

区分	班	担当事項	委員数
特定課題評価	A	広域協議会等負担金補助金	3 人
分野別評価	B	子育て・教育・人権	3 人
	C	福祉・安全・産業	3 人
	D	都市基盤・行政運営・環境	3 人

(3) 評価対象事務事業の選定

① 「特定課題評価」における対象事務事業選定の方法

平成 19 年度の「事業補助金」に続いて、平成 20 年度以降「団体補助金」の評価に進みました。そして、特に広域等で組織している協議会等（以下「広域協議会等」という。）の運営に対して支出している負担金補助金（以下「広域協議会等負担金補助金」という。）に着目し、それらの選定を行いました。

広域協議会等については、市域を越える共通課題に対して、他の市町村と共同して事業の推進が図れる点や、単独では実施が非効率的なことを執行するのに当たって有効であるほか、必要な連絡調整・情報交換を実施する目的から、官官又は官民共同の形態で多く組織が設置されています。

これらは今日まで重要な役割を一定果たしてきた反面、多くの中には、経年による負担金額の既定化や算定基準が曖昧になっているもの、又は負担する市・市民にとっての具体的な成果・効果が見えにくくなっているものなどの潜在が懸念されたところであり、まず、行政自らを正すべくこの課題に取り組んだところです。

今回の評価に関わっては、平成 19 年度決算上「負担金」と称しているものから、次の各号のいずれにも該当するものを選定することで絞り込みを行いました。

(ア) 平成 20 年度も継続している負担金

(イ) 性質による区分として、支出先が法定の団体ではなく、任意の団体である負担金

(ウ) 目的による区分として、明確な最終成果物（特定事務の共同処理等）の実費に対する負担金ではなく、行政間の情報交流や職員の研修等資質向上、施策レベルの目的の達成のために諸処の事務事業を包括的に行なう団体への負担金、反対給付が明確でない賛助金、会費として支出される負担金

(エ) 個別の研修会等の際に、その主催団体へ支払う負担金でない負担金
さらに時間的な制約から、所管課で特定しました。

○ 「特定課題評価（広域協議会等負担金補助金）」における対象の選定結果

平成 19 年度全件数	上記対象要件該当	所管課選定
364 件	206 件	24 件

* 「負担金」とは…「法令上特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けていることに対して一定の金額を支出する場合」並びに「任意の各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が決めた費用を支出する場合」をいう。

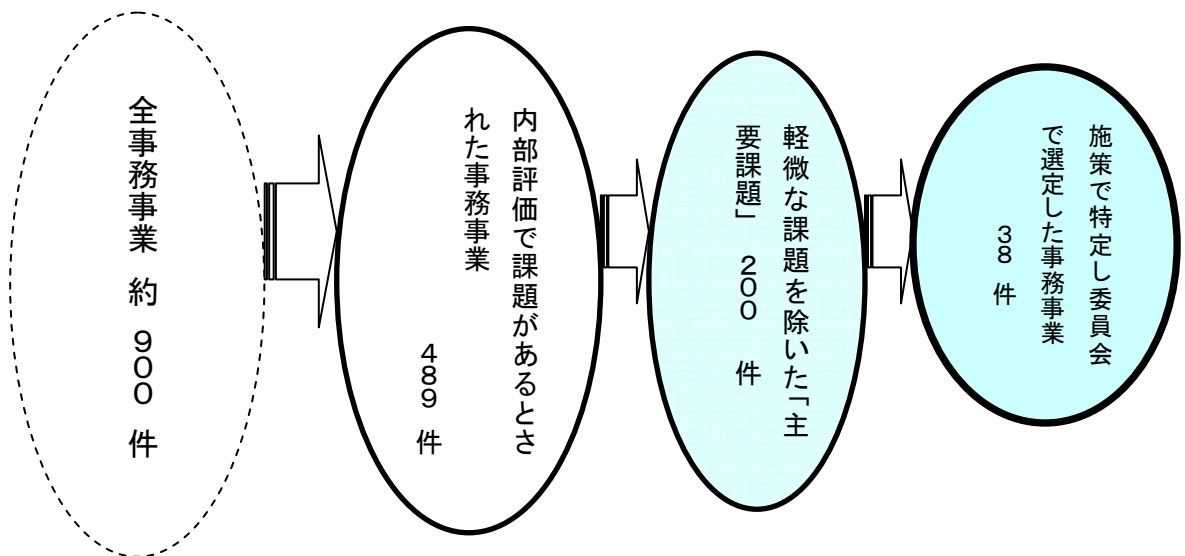
【参考】地方自治法抜粋（寄付又は補助）

第 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助することができる。

② 「分野別評価」における対象事務事業選定の方法

平成19年度執行の事務事業に対する第1次の内部評価の結果において、何らかの課題及び改善提案が付された事務事業（489件）から、その課題等の内容が内部の事務処理に係るものなど軽微と考えられるもの（289件）を除いた残りの事業（200件）をさらに「施策」で特定し、そこから委員会で（38件）を選定して実施しました。なお、特定した施策については、下に述べるとおりです。

○ 「分野別評価」の対象事務事業の絞り込みイメージ



○ 各分野別班（B～D班）における評価対象施策について

班	政策	特定施策		
		施策名〔略称〕	評価実施年	
			H19	H20
B	子育て・教育・人権	子育て・子育て支援	○	
		人権尊重・平和	○	
		同和問題	○	
		男女共同参画	○	
		学校教育		●
		生涯学習・生涯スポーツ		●
		青少年の健全育成		●
		多文化共生		
		地域文化・文化財保全		
C	福祉・安全・産業	健康づくり	○	
		高齢者福祉	○	
		障がい者福祉		●
		防火・防災対策		●
		観光		●
		防犯・消費生活		●
		地域福祉		●
		低所得者福祉		
		交通安全		
		産業基盤		
		地域商工業		
		農林漁業		
		就労支援		
D	都市基盤・行政運営・環境	水・緑環境	○	
		地球環境	○	
		廃棄物とリサイクル	○	
		市民活動	○	
		広報・広聴	○	
		行政管理・財政運営・その他市民サービス	○	●
		居住環境		●
		道路ネットワーク		●
		都市拠点		●
		土地利用		
		景観		
		公共交通		

2 外部評価の実際

(1) 「特定課題評価」の実際

「特定課題評価」については、事務局が事前に所管課等から入手した、対象 24 件個々の負担金に係る平成 19 年度の事業実績報告書及び決算書を参考にして、次の①～④に掲げる視点に基づいて、評価・評点・類型する方法で実施しました。また、各事業の改善等に関わって留意すべきと考える事項などを「意見」として付しました。

- | |
|--|
| ①協議会に参画する必然性
[A]…必然性が高い or [B]…必然性・必要性が低い |
| ②協議会が実施している事業の合理性
[5] …高い評価 ～ [1]…低い評価 |
| ③協議会が実施している事業のコスト、及び市としての負担金額の適正性
[A]…概ね適正 or [B]…適正化の余地あり |
| ④市として検討すべき対応
[I]…参画を廃止すべき
[II]…実施事業内容の改善提案の実施すべき
[III]…経費削減等の提案の実施すべき |

(2) 「分野別評価」の実際

① 評価の流れ

- ・ 1 会議当り概ね 2.5 時間で 4 事業の評価検証を行いました。
- ・ 各事業の評価検証は、事務事業評価表についての担当課からの補足説明（10 分）→質疑（10 分）→委員による評価・整理（10 分）で実施しました。

② 評価検証の項目、視点

- ・ 評価検証の項目は、内部評価と同様、「制度・事業内容の合理性」、「コストの適正性」、「市民協働・行政関与」、「総合評価」とし、それぞれの項目について 3 段階の評点を行い、課題の詳説やその改善に向けた提言を行いました。

- | |
|---|
| ○ 「制度・事業内容の合理性」
…この事務事業の制度・事業内容、事業規模は、市民ニーズ・社会的要請・法令に副っているか。市民のためになるか。 |
| ○ 「コストの適正性」
…費用対効果は高いか。 |
| ○ 「市民協働・行政関与」
…市民との協働は充分図られているか。 |

II 外部評価結果

「特定課題評価」「福祉・安全・産業」「都市基盤・行政運営・環境」は、教育委員会該当ナシ。

(2) 【B班—分野別評価 子育て・教育・人権】

No.	事務事業の名称	所管課	評点評価【低い1⇔3 高い】 ※「-」…評価に馴染まない判断				評価に係る主な意見
			合理性	コストの適正性	市民協働	総合評価	
							←【評点評価】 「合理性」…市民ニーズに副っているか、市民のためになる事業制度か 「コストの適正性」…費用対効果は高いか 「市民協働」…市民との協働は充分図られているか
1	三上山初登山大会開催事業	生涯学習スポーツ課	3	2	3	3	<ul style="list-style-type: none"> 野洲市ならではの大変すばらしい事業であると考え。民間団体主催への移行について市内で議論があるということであるが、市の主催であることでボランティアの協力も得られている面もあると考えられ、今後も開催主体として市が一定関与することは妥当であると考え。 ただし、事業費の明細を見ると、傷害保険代等参加者から実費を徴収しても問題のない費用で占められていると考えられるため、事業費全体を市が負担している現状については改善の余地がある。 収支の均衡を図れる程度の額を参加費等として徴収することについては市民に納得いただける範囲であると考え、実行委員会で議論して検討されるべきであると考え。
2	社会教育関係団体共同設置事務所事業	生涯学習スポーツ課	2	1	2	2	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体に対する通知文書の多さなり事務が煩雑であることは承知しているが、この手法では、各団体の会員に、自分たちがすべき仕事をやらせているという意識が育たないばかりか、コスト意識も働かないと考える。一般的な認識から言えば、社会教育団体の活動は自分たちの活動であるので、自分たちで庶務の役割分担をし、必要な費用負担もしていくことが本来であるように感じる。改善の余地は大きいと考える。 団体からも負担金を徴収されているが少額であるほか、実質的には対象団体の受益事業の経費に充当されていることから、共同事務所の経

No.	事務事業の名称	所管課	評点評価【低い1⇔3 高い】 ※「-」…評価に馴染まない判断				総合評価	評価に係る主な意見
			合理性	コストの適正性	市民協働			
							<p>←【評点評価】</p> <p>「合理性」…市民ニーズに副っているか、市民のためになる事業制度か</p> <p>「コストの適正性」…費用対効果か高いか</p> <p>「市民協働」…市民との協働は充分図られているか</p>	
							<p>費のほとんどが公費で賄われている実態とみる。また、200万円という金額や支援体制に鑑みると潤沢に過ぎるという感が拭えない。削減が必要であると考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> 削減の検討に当たっては、各団体の事務内容や事務能力を精査して、今後の事務支援を、どの程度、どのような形で実施すべきか検討する必要がある。なお、高齢社会を迎えている今日、団塊の世代や高齢者が社会活動などの団体活動へ参加しやすい環境づくりに向けては積極的に支援を実施していく必要がある。 	
3	生涯学習推進車の設置事業	生涯学習・スポーツ課	3	2	-	3	<ul style="list-style-type: none"> 少子化や高齢化などによる生涯学習ニーズの多様化に対応していく必要から、生涯学習活動者の自主性を高めることに留意しながらも、行政は今日多様な支援策を講じていく必要がある。この点に鑑みると当該事業は一定評価すべきものと考え。 この点に鑑みた場合、先進的な事業であるとも評価でき、継続させていく必要はあると考え。ただし、今後車両の更新に当たっては、社会貢献団体へ働きかけるなどしてコストを掛けずに確保できる手法を検討するなど、市の財政状況を考えた場合、コスト面を無視した対応は許されず慎重に考えていくべきである。また、個人の所有車両が大型化したことを考えると、スポーツ少年団等の移手段という所期のニーズについては、設置当初より低下していることも想定され、この点も踏まえておく必要がある。 コストを掛けない手法に関わっては、公用の車両全体の稼働率が高くないことを考え、それらを有効に利用するシステムを検討することでこの事業を維持していくことも必要と考える。 	
4	北村季吟顕彰記念事	生涯学習	3	2	3	3	<ul style="list-style-type: none"> 子ども達を含め、情操を維持し感性を高めることにつながる野洲なら 	

No.	事務事業の名称	所管課	評点評価【低い1⇔3 高い】 ※「-」…評価に馴染まない判断				評価に係る主な意見
			合理性	コストの適正性	市民協働	総合評価	
	業	スポーツ課					<p>←【評点評価】</p> <p>「合理性」…市民ニーズに副っているか、市民のためになる事業制度か</p> <p>「コストの適正性」…費用対効果かは高いか</p> <p>「市民協働」…市民との協働は充分図られているか</p>
	業	スポーツ課					<p>では大変すばらしい生涯学習活動であると評価する。ふるさとを愛する心の醸成にも有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ただし、俳句集を作成したあとの活用が充分であるとは思われない。せっかく作成したものであるので、学校教育（国語、書道）などで活用するなど、もっと広げていく取組が望まれるほか、情報発信にもさらに努めていくべきである。 投句料については、適正な額を徴収していく必要がある。 地元との役割分担について、現状一定の市の関与は妥当であると考え。ただし、地元の育成を図ることと事業の継続を図る観点からも、顕彰事業に若い市民が自然に参画でき、リーダーとなって担っていてももらえる仕組みを考えていくべきである。 子どもに興味を持ってもらう取組を、さらに努力していくべきである。 将来的には、地域主体の事業としてさらに気運を醸成し、市はそれを側面支援する形態に移行することが望ましいと考える。
5	文化芸術祭開催事業	生涯学習・スポーツ課	3	2	2	2	<ul style="list-style-type: none"> 25万円という市からの委託金であるが、事業実績を見ると、例えば司会者への謝礼は内部の会員で対応することが可能であると思われるほか、食糧費などについても削減の余地があると見受けられる。全体として経費はもっと削減すべきであると考え。費用を掛けずにできることは会員自身でまかなうこと、それも生涯学習の一環ではないかと考える。 ピアノの発表会などで一般の市民が教育のためにホールを借りても、多額の使用料を取られた経験から考えると、会場代の負担も不要、出演も無料で、かつ事業にも補助が出る現状は、支援が手厚すぎる感がある。

No.	事務事業の名称	所管課	評点評価【低い1⇔3 高い】 ※「-」…評価に馴染まない判断				総合評価	評価に係る主な意見
			合理性	コストの適正性	市民協働			
							<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>←【評点評価】</p> <p>「合理性」…市民ニーズに副っているか、市民のためになる事業制度か</p> <p>「コストの適正性」…費用対効果かは高いか</p> <p>「市民協働」…市民との協働は充分図られているか</p> </div>	
							<ul style="list-style-type: none"> ・出演者から負担金を取るという考え方は、出演者の受益に対する負担という考え方で妥当だと考える（入場料とは異なる）。一般論であるが、税金で事業費を手当する場合は、受益者が限定されていないか（受益者負担は必要ないか）ということを常に考える必要がある。 ・以上の議論に鑑みると、底辺の拡張の時期として引き続き市の補助を行いつつ、若干の出演（出品については出演者からの受益負担が定着してから段階的に実施すべきと考える。）に係る負担金を徴収することは妥当と考える。当初は抵抗もあるだろうが、市外の方からも目標とされるようなレベルの高い芸術祭へ発展拡大させることや自主運営化などを引き続きめざすべきもので、より良い事業にするための過程として、財源の問題も含めて皆で議論し共有していくべきである。 	
6	総合型地域スポーツクラブ運営支援事業	生涯学習・スポーツ課	3	2	2	3	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、日本型のスポーツ振興方策（学校スポーツが中心）に限界がきている事実に鑑み、地域型（クラブ型）スポーツに移行していきこうとするための新しい制度である。近年になり、ようやく日本でも地域を基盤にしたプロサッカークラブやバスケットボールチームなどがみられるようになったが、フランスやドイツでは学校におけるスポーツ活動はほとんどなく、各地域にある巨大なスポーツ施設（クラブ・指導員）がすべての年齢層を取り込んで活動されるこの地域型の形態がすでに定着しており、これから日本は当面高齢者と言われる少し手前くらいまでの階層を照準に市民的な活動を促進していくべきであると考え。この事業の評価検証（内部）に当っては、今の日本は云えばその過渡期にあるということを確認しておくべきである。 ・地域型スポーツの長所は、子どもから大人、お年寄りまでが幅広く参加でき、縦の仲間ができることである。そのため講師がいなくても、 	

No.	事務事業の名称	所管課	評点評価【低い1⇔3 高い】 ※「-」…評価に馴染まない判断				総合評価	評価に係る主な意見
			合理性	コストの適正性	市民協働			
							<p>←【評点評価】</p> <p>「合理性」…市民ニーズに副っているか、市民のためになる事業制度か</p> <p>「コストの適正性」…費用対効果かは高いか</p> <p>「市民協働」…市民との協働は充分図られているか</p>	
							<p>上が下に教えるということで連帯感も生まれる。このような展開を積極的に図るべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文科省の補助がなくなった今日ではあるが、継続的に市で取組みを行なうことは重要と考える。継続すれば、市民の健康状態のボトムアップにつながり、副次的に医療費などにも効果がでることも期待されるものである。 ・現状自主運営は難しいと目するが、将来的には、体力を付け事業委託などにより各クラブとも自立されることが理想である。 ・参加型の事業に参加した経験を述べると、色々な立場の参加者とも交流でき、大変いい事業であると感じた。また、託児事業も充実していたし、子育てをする親の支援もあったことは有り難かった。 ・地域性などを重視して運営することも重要であり、一概に方向付けるべきものではないが、市の財政負担の削減のためや野洲市のスケールに鑑みると、2つのクラブの合併により事務経費などの削減は一定期待できる。 ・また、役務費や消耗品など削減可能な経費がないかということは、常に調査検証しておくべきである。なお、野外活動などにおける安全確保に対しては十分な投資が求められる。 	
7	スポーツ部門生涯学習活動激励金交付事業・生涯学習活動激励金	生涯学習・スポーツ課	1	2	-	1	<ul style="list-style-type: none"> ・市から奨励や賞美の意を伝えることは必要であるが、3,000円という金額があいまいであり、現状では事業の有効性に疑問がある。この事業により努力して活動に取り組もうとする市民も少ないと考えられ、事業成果が不明であることから必要性は高くないと考える。 ・スポーツ振興という意図があるとは考えるが、個人に対する金品の交付については、公費投入に係る原則や法の趣旨に照らして、慎重に考 	

No.	事務事業の名称	所管課	評点評価【低い1⇔3 高い】 ※「-」…評価に馴染まない判断				評価に係る主な意見
			合理性	コストの適正性	市民協働	総合評価	
							<p>←【評点評価】</p> <p>「合理性」…市民ニーズに副っているか、市民のためになる事業制度か</p> <p>「コストの適正性」…費用対効果かは高いか</p> <p>「市民協働」…市民との協働は充分図られているか</p>
							<p>えるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県は賞状だけと聞いている。また、表敬訪問者に対しては記者発表をしてマスコミを介して社会的な評価や応援を得ていただくことを市としてサポートするべきで、こういった対策にもっと力を注ぐべきではないか。
8	成人式・はたちのつどい開催事業	青少年育成課	3	2	3	3	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の実行委員会方式によりメンバーが繋がり、今後のまちづくり等地域のリーダーとなっていくことが期待され、いい事業手法だと思う。以前は教育委員会の直営形態で実施していたと思うが、その手法よりも望ましい手法であると評価する。 ・プログラムを見ても和やかな内容であることがうかがえる。 ・参加費について徴収するとすれば、景品代程度が想定されるが、参加者数の減少も懸念される面もあり、慎重に検討すべきである。 ・なお、この事業に限定したものではないが、相当規模の集会などにおいては、まちづくり基本条例により設置された市民活動促進基金や環境活動に対する寄付への理解協力を求める努力が必要ではないかと考える。 ・補助金額の満額執行を行なうのではなく、不用額を出すことも是として運営すべきである。
9	図書館事業	図書館	3	2	3	3	<ul style="list-style-type: none"> ・他市の図書館に比べても大変活気があり、職員などの対応や事業も頑張っておられると評価する。 ・来館者アンケートを実施されているということであるが、来館しない市民に対してもその原因分析等を行うなど声を聞いていってはどうか。 ・図書館の図書は市民の知の財産であることから、たくさんあることに

No.	事務事業の名称	所管課	評点評価【低い1⇔3 高い】 ※「-」…評価に馴染まない判断				評価に係る主な意見
			合理性	コストの適正性	市民協働	総合評価	
							<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>←【評点評価】</p> <p>「合理性」…市民ニーズに副っているか、市民のためになる事業制度か</p> <p>「コストの適正性」…費用対効果かは高いか</p> <p>「市民協働」…市民との協働は充分図られているか</p> </div>
							<p>越したことはないが、コストは無視されるべきではない。購入金額が大きいだけに、そのスケールメリットを生かした購入費の節減等を引き続き図られたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業成果を分析するために指標による分析結果を説明材料とされているが、「市民当たりいくら」等の単価に落とした分析は、かえって全体の成果を不明瞭にすることもあり留意すべきである。 ・分室については、少子高齢化の社会情勢や立地条件が良く即座に廃止すべきとは考えない。財政が限られた中で対応する必要があるのであれば、新刊購入費を抑えるべきであると考えます。 ・読書の習慣は大変重要であり若年層に対しての植え付けも必要であると考えますが、新刊ニーズへの対応については、大多数の市民の読書ニーズの充足に関わって必然か検証すべきである。アンケート結果でも新刊要望が高い、とのことであるが、そのアンケートが来館者に対するアンケートであるということも冷静に踏まえ、全市民のニーズとしてどうなのかという点を分析すべきである。また、新刊ニーズへの対応については、作り手の問題にも留意して対応すべき必要がある。 ・図書の寄贈については、新刊も含めて集本できるように工夫してPRしてはどうか。 ・学校図書館への支援については、基礎学力の向上に重要で、さらに力を入れて推進されたい。 ・また、協働のまちづくりへの支援の一環として、地域の生涯学習講座等に対して、図書の専門家としてのスキルを活かした支援を行なわれるとともに、郷土資料やまちづくりについての資料の提供を期待する。
10	野洲市高等学校・大	学校 教育	2	2	-	1	<ul style="list-style-type: none"> ・奨励資金の交付事業は、税の納税指導や他の事業・制度を活用した生

No.	事務事業の名称	所管課	評点評価【低い1⇔3 高い】 ※「-」…評価に馴染まない判断				評価に係る主な意見
			合理性	コストの適正性	市民協働	総合評価	
							<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>←【評点評価】</p> <p>「合理性」…市民ニーズに副っているか、市民のためになる事業制度か</p> <p>「コストの適正性」…費用対効果かは高いか</p> <p>「市民協働」…市民との協働は充分図られているか</p> </div>
	学等修学奨励金給付事業	課					<p>活支援など他の低所得者支援とともに、対象世帯の現状を把握したうえで総合的に実施していくべき事業であり、金銭給付として単体で運用している現状では、真の効果は発揮されないと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状、申請者数が少ない実態については、給付制度の周知が不十分であるためと考える。 ・現状の制度では給付を受けている人のニーズに合っているとは思えない。とりあえず制度維持が為されてきた感があり、昭和48年の制度発足時の額のまま時勢に合わせた制度改善がなされていない点は問題である。市民基点で制度を再検討すべき。(総合評価1とする主たる理由) ・検討に当たっては、高校中退が社会問題になっていること等、教育にかかる経済的支援が重要であることを踏まえる必要があり、事業廃止を検討するについて、その実施順位は比較的后にくるべき事業であると考える。ただし、対象者は今後も増加していくことが考えられる中、制度の持続性に鑑みる必要もある。 ・適正な給付のために、対象世帯の審査は厳正に実施すべきである。
11	生徒会活動支援事業	学校教育課	2	1	2	2	<ul style="list-style-type: none"> ・教育的観点に立って生徒の自治の取組みを支援することは必要であると考え、単独生徒会に対する金銭の補助は不要であり、どうしても必要な分は校費で賄うべきである。お金があれば何でも手に入れることができる時代において、資金がない中で子ども達が工夫していくこと、その知恵を育てることが重要である。 ・人権集会の講師謝金が相当額支払われているが、事業の実施手法（講演会にするのか、他の学習方法にするのか等）にまで及んで生徒が主体となった十分な議論がなされたのか疑問である。生徒会事業費から講師謝金の全額が支出されていることについて、結果的にその妥当性

No.	事務事業の名称	所管課	評点評価【低い1⇔3 高い】 ※「-」…評価に馴染まない判断				総合評価	評価に係る主な意見
			合理性	コストの適正性	市民協働			
							<p>←【評点評価】</p> <p>「合理性」…市民ニーズに副っているか、市民のためになる事業制度か</p> <p>「コストの適正性」…費用対効果かは高いか</p> <p>「市民協働」…市民との協働は充分図られているか</p>	
							<p>に疑問符が付くこととなっているものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バザーなど、子どもの知恵で費用の捻出する力を付けさせることも必要である。 	
12	野洲市学校給食事業 (新給食センター)	給食センター	2	2	2	2	<ul style="list-style-type: none"> ・実態として野洲市内の校園での残食量は比較的多いと感じる。子どもに責を帰すことのみで解決できる状況ではなく、食べ残す子どもの実態（理由）が調理する現場に届いていないのではないかと考える。例えば食材の大きさなども不適であると考えられ、原因の本質的な部分を提供する側が真摯に分析していく必要がある。校園の教員における、残食に対する認識も高いとは考えられない。 ・新給食センターで衛生対策を向上させたものの、配食の際の衛生管理を徹底しなければ意味が薄れる。現場を見れば職員の指導等、改善の余地があるとする。 ・給食メニューを見ると、揚げ物や肉類が多い。アメリカの一部の州の学校では給食でフライを禁止した例も仄聞し、子どもの健康上の問題からも改善を図るべきである。また、給食であるので、添加物入りの加工品を避けるなど、もっとシビアに対応する余地はある。 ・地球温暖化の観点からも家畜の養生に相当なエネルギーを要するものである。環境を政策として標榜する野洲市として肉食中心は再検討を要する。他のタンパク源を検討すべきである。 ・すでに大規模なセンターを新築し事業運営されていることから、如何ともいえないが、これにより炊飯に多大な費用を要するスケールデメリットが出ている現状は「もったいない」と感じる。 ・こしひかりの他特産米の使用等、「主食」であるご飯には相当のこだわりを持って実施されているように見受ける。しかしその割には、副菜 	

No.	事務事業の名称	所管課	評点評価【低い1⇔3 高い】 ※「-」…評価に馴染まない判断				評価に係る主な意見
			合理性	コストの適正性	市民協働	総合評価	
						<p>←【評点評価】</p> <p>「合理性」…市民ニーズに副っているか、市民のためになる事業制度か</p> <p>「コストの適正性」…費用対効果かは高いか</p> <p>「市民協働」…市民との協働は充分図られているか</p> <p>などの内容にはそこまでの「こだわり」がなされていないように見受け、妙なアンバランスを感じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間委託を考える上には、民間委託した場合に生み出せるコスト削減が直営でも捻出できないかという努力をまず行なったうえで推進すべきである。なお、民間委託は質の担保が問題であり、ややもすると特産米の使用等の野洲市としての「こだわり」が無になるおそれもある。 ・給食費の滞納 313 万円 (h19 末) については、納付している保護者からすると驚愕に値する額であると。非道理がまかり通ってはいけない。滞納者の状況に応じたキメ細やかで総合的な生活相談や指導を行なうとともに、悪質な滞納者に対しては何らかのペナルティー措置を講ずることも検討すべきであると考え。なお、滞納整理に関わって学校現場の関与は厳にさせてはならない。 	

野洲市行政評価 外部評価委員会委員 名簿

(任期：平成 19 年 9 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日)

	委員区分	氏名（敬称略）	住所	性別	担当班	役職
1	第 1 号 (学識経験委員)	澤 康彦	野洲市小篠原	男	A / D	委員長
2		廣橋 容子	野洲市久野部	女	A / C	
3		若杉 貞子	守山市	女	A / B	
4	第 2 号 (公募)	勝島 裕美	野洲市久野部	女	B	
5		寺本 正文	野洲市近江富士	男	D	
6	第 3 号 (特認委員)	石塚 正治	野洲市吉川	男	C	
7		岩本 好彦	野洲市吉地	男	B	
8		小山 茂雄	野洲市三上	男	D	
9		島村 喜代子	野洲市小南	女	C	職務代理

野洲市行政評価外部評価委員会要綱

[平成 19 年野洲市告示第 94 号]

(設置)

第 1 条 市が実施する行政評価に関し、評価制度の透明性と評価内容の客観性を確保することを目的に、野洲市行政評価外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が実施した事務事業評価の内容の検証を行うこと。
- (2) 市が実施した事務事業評価の内容に関し、提言及び提案を行うこと。
- (3) 行政評価制度のあり方に関し、提言を行うこと。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 9 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による市民
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者又は関係職員の出席を求めることができる。

3 委員長は、第 2 条に規定する所掌事項を効率的に処理するため、委員に分業を指示することができる。この場合において、委員は、その結果を委員長に報告するものとする。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

この告示は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。